

平成28年(ワ)第12785号 損害賠償等請求事件

原告 部落解放同盟 外211名

被告 示現舎合同会社 外2名

答 弁 書

平成28年6月28日

東京地方裁判所民事第13部合 B 係 御中

被告 示現舎合同会社

上記代表者代表社員 宮部 龍彦

〒214-0034

神奈川県川崎市多摩区三田4丁目1-11-5号

被告 宮部 龍彦

〒252-0021

神奈川県座間市緑ヶ丘6丁目1-23 102号

レーベンハイム緑ヶ丘エアーズ(送達場所)

電話 046-252-6301

FAX 020-4664-2806

被告 三品 純

〒214-0034

神奈川県川崎市多摩区三田4丁目1-11-5号

第1 本案前の抗弁の趣旨

- 1 原告の訴えを却下する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 本案前の抗弁の理由

1 当事者適格性がないこと

部落解放同盟らは「部落住民・部落出身者」ないしは「被差別部落出身者」である旨を主張するが、そのような身分は法律上存在していないし、また社会的にも学術的にも定義が定まっていない。従って、部落解放同盟らが「部落住民・部落出身者」ないしは「被差別部落出身者」であることはあり得ない。

その上で、本件の請求は、部落解放同盟らが「部落住民・部落出身者」ないしは「被差別部落出身者」であることを前提としているため、部落解放同盟らは原告適格を欠いている。

「全国部落調査」は昭和11年3月に財団法人中央融和事業協会が全国の「部落」の概況をまとめたものである。本書は団体名義の出版物であり、出版から既に80年を経過しているため、著作権の保護対象ではない。また、本書にある「部落」が、部落解放同盟らが言う「部落」ないし「被差別部落」とどのような関係があるのか明確でなく、財団法人中央融和事業協会も部落解放同盟らとは無関係でなおかつ現存していない。

従って、訴状別紙書籍目録に係る請求については、部落解放同盟らは原告適格を欠いている。

2 訴えの利益がないこと

前述のとおり「全國部落調査」は約80年前に作成された後、相当数が出回っていたものである。

訴状第4の2で説明されている通り、40年前のいわゆる「部落地名総鑑事件」の際にいわゆる「部落地名総鑑」は回収・破棄等の措置がされたが、いわゆる「部落地名総鑑」の元となった「全國部落調査」に対して同様の措置は行われなかった。

そのため、現に被告宮部龍彦がそれを入手出来たように、誰でもその内容を知ることが出来る可能性があったものである。それが、今さら被告宮部龍彦の手によって公になったに過ぎない。

そもそも、原告らは「全國部落調査」に係る法律上の利害関係を何ら有していない。「全國部落調査」の内容にも、一切原告らのことは触れられていない。また、被告らと原告らの間には「全國部落調査」に係る契約関係は一切存在していない。

また、訴状別紙書籍目録1、2の「書籍」はそもそも存在しておらず、訴状別紙書籍目録3は「全國部落調査」を復刻したものではない。

従って、本件について、訴状別紙書籍目録に係る請求については訴えの利益がない。

3 被告を誤った訴えであること

訴状第2の2(3)にある「同和地区 Wiki」を、被告宮部龍彦が「運営管理」していた事実はない。被告宮部龍彦は「同和地区.みんな」ドメインを所有してただけであり、システム上は一般のユーザーと同じ立場で「同和地区 Wiki」を編集していたものである。

また、仮に被告宮部龍彦が「同和地区.みんな」ドメインを所有してい

たことをもって「運営管理」にあたるのだとしても、「同和地区 Wiki」は「ウィキペディア」と同様に誰でも編集し、情報を発信できるサイトであったので、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年11月30日法律第137号、以降「プロバイダ責任制限法」という)第2条1号の「特定電気通信」に該当するものである。

「部落解放同盟関係人物一覧」なる情報は被告らが掲載したものでなく、被告らは、原告らからプロバイダ責任制限法による送信防止措置、発信者情報の開示等の請求を受けていない。

原告らは「部落解放同盟関係人物一覧」なる情報を掲載した者に対して法的責任を追求すべきであって、本件は被告を誤った訴えである。

第3 本案の答弁の趣旨

- 1 原告の請求を棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

第4 請求の原因に対する認否

追って必要に応じて主張する。

以上